資料３

〔令和9年度～令和11年度〕

芦屋市立地区集会所指定管理者

事業計画書

自　　令和　9年4月　1日

至　　令和12年3月31日

芦屋市地区集会所運営協議会連合会

芦屋市立地区集会所（以下、「集会所」という）を管理・運営するに当たり、芦屋市（以下、「市」という）より示される仕様書・協定書に基づき、以下の計画を遂行する。

１　管理運営の基本方針

地区集会所が地域活動の拠点として市民に親しまれ、地域社会における相互の親睦と文化活動が活発になるよう下記の基本方針に沿って管理運営を行う。

(1)　市の公の施設であることを常に念頭におき、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として地域で活動する個人及び市民活動団体の協働の拠点として適切な管理運営を行う。
(2)　芦屋市地区集会所運営協議会連合会（以下、「連合会」という）が地域の団体という特性を生かし、公平・公正を担保しつつ地域に密着・連携した運営を行う。
(3)　予算の執行にあたって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的運営を行う。
(4)　利用者の意見や要望を反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努める。
(5)　利用者に対する接遇について充分注意するとともに、定期的な接遇研修を実施する。
(6)　周辺住民や事業所、地域社会との良好な関係づくりに努める。
(7)　利用者等の個人情報の保護を徹底するため個人情報管理の研修を実施する。
(8)　管理運営にあたっては、市と緊密な連携を取る。

２　法令等の遵守

(1)　条例等

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例及び、同条例施行規則を遵守し、運営に努める。

(2)　その他関係法令等

その他関係法令等集会所管理運営に係る法令等を遵守し、運営に努める。

３　事業計画

施設を運営するに当たり、以下３つの柱となる業務を行う。なお、当該業務の運営に当たり、必要な経費の支出については経費節減の観点のもとに執行する。

①　集会所の運営業務（受付、利用許可、利用料金徴収業務等）
②　集会所の維持管理（施設メンテナンス及び備品等の管理）

③　地域コミュニティ醸成事業（集会所イベント等、地域コミュニティ活性化促進）

(1)　集会所の運営業務

ア　職員の執務体制等

明朗で親切な窓口応対と公平性、透明性のある予約受付が遂行できる体制をとる。

イ　利用者の協力応援体制

部屋の原状復帰等、利用者の協力応援体制をつくり、利用報告書提出により利用者のニーズの把握と課題を抽出し解決を図る。

ウ　市民への周知・啓発

市民に分かりやすい利用案内を作成し、利用者の利便性向上を図る。

エ　個人情報の保護

集会所の運営を通じて知り得た個人情報等については適切に取り扱い、第三者に対する漏えい等の事故がないように対処する。

オ　危機管理体制

火災等の危機管理に対しては、防火に努め、震災などの大規模災害にあたっては市と協力し対処する。

(2)　集会所の維持管理

ア　施設の維持管理

施設を良好な状態に保ち、安全・安心して利用者に利用いただけるよう、日常の管理と不具合への対応及び備品管理等を行う。

イ　セキュリティ対策

施設への盗難や侵入を防ぐため、必要な対策を行う。

ウ　施設の維持管理

維持管理に際して下表に示す専門性の高い業務については、外部委託を行うとともに、植栽の一部や花の管理などについては、地域住民の協力を得ながら行う。

NO	業務名	R8 年度の委託業務者（参考）
1	自動ドア保守点検業務	ナブコドア㈱ 神戸支店 三和シヤッター工業㈱
2	冷暖房保守点検業務	【電気式】気水工業㈱ 【ガス式】大阪ガス㈱
3	消防設備点検業務	㈲マルイ商店
4	エレベーター保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス㈱

		関西支社
5	清掃業務	商船三井興産㈱　関西支社
6	セキュリティ対策業務	綜合警備保障㈱※ALSOK

(3)　地域コミュニティ醸成事業

地域の活性化、子育て、福祉、教育、コミュニティの醸成、文化振興等に資することを目的とした事業を集会所ごとに実施する。

また、世代を問わず誰もが気軽に立ち寄れる場を提供する。

実施にあたっては、地域の創意工夫と協力により、多くの方にとって交流の場となるようなイベント等の事業を推進する。

４　自主事業

施設を利用する団体の活動を支援するため、活動に使用する資料、備品、資材等を保管できる収納スペースを提供する。

５　職員の配置

管理運営業務職員　集会所ごとに２人～４人体制を標準とする。

６　職員の研修

利用者に対するサービスの向上を図るとともに公の施設の管理を適切に行うため、適宜研修を実施する。

指定管理期間〔 R9 年度 － R11 年度 〕における収支計画

費　目	R9	R10	R11	摘要欄
支出				
人件費	52,800,000	55,300,000	57,900,000	〔管理人時間単価〕R9：1,249 円、R10：1,307 円、R11：1,368 円
保守管理費	5,200,000	5,300,000	5,400,000	自動ドア等保守点検、機械警備、清掃業務、剪定費
備品・消耗品費	1,500,000	1,500,000	1,500,000	
修繕補修費	1,940,000	2,000,000	2,000,000	施設の補修工事等
通信・光熱水費	9,700,000	9,700,000	9,700,000	電話料金、インターネット接続料、水道料金、電気料金、ガス料金
支払手数料	10,000	10,000	10,000	
賃借料	40,000	40,000	40,000	コピー機、玄関マット、モップ借上料
租税公課	5,200,000	5,200,000	5,200,000	法人市県民税、消費税等
事業活動費	1,820,000	1,820,000	1,820,000	イベント費（13 集会所×20 万円×実施割合 0.7）
事務局費	9,800,000	10,100,000	10,400,000	会議費、事務局人件費、税理士報酬、車両費
自主事業費支出	380,000	380,000	380,000	
その他経費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	損害保険料、労働保険料
支出合計	89,390,000	92,350,000	95,350,000	
収入				
指定管理料	66,290,000	69,250,000	72,250,000	
利用料収入	22,700,000	22,700,000	22,700,000	
自主事業収入	380,000	380,000	380,000	
その他収入	20,000	20,000	20,000	
収入合計	89,390,000	92,350,000	95,350,000	

法 人 等 の 概 要

項　　目	内　　容
名　　称	芦屋市地区集会所運営協議会連合会
所 在 地	〒６５９－００９２　芦屋市大原町２０－２
電 話 番 号	０７９７－３５－６５５０
設立年月日	平成１７年２月１０日　設立
設 立 目 的	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例第１条に掲げる本市住民の地域社会における相互の親睦と文化活動の推進に寄与するため、同条例第１２条に基づく指定管理者としての体制を確保し、集会所の管理運営を適正に行うことを目的とする。
代 表 者 名	理事長　　田 中　　隆
役 員 構 成	理事　１１名　（内、理事長１名、副理事長１名） 監事　　２名　（令和８年８月末現在）
会 員 又 は 構成団体等	自治会、子ども会、老人会、コミュニティスクール等１４１団体 （令和８年８月末現在）
活 動 内 容	芦屋市地区集会所運営協議会連合会は、地域住民が利用する地区集会所の運営を行うため、地域住民で構成された地区集会所運営協議会が連合して結成され、平成１７年度から指定管理者として堅実・良好な運営を行ってきた団体である。 地域住民が主体となって自分達の活動拠点を自分達の創意工夫で活用し、守り育てていくという意識を持つことで地域コミュニティの活性化や地域活力の向上に貢献している。
備　　考	平成１７年２月に芦屋市地区集会所運営協議会（旧名称：芦屋市地区集会所協議会）が構成団体となり、芦屋市地区集会所運営協議会連合会を設立。

芦屋市地区集会所運営協議会連合会規約

（名称及び所在地）

第１条　本会は、芦屋市地区集会所運営協議会連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務所を芦屋市立大原地区集会所内（芦屋市大原町２０番２号）に置く。

（組織）

第２条　本会は、芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例（ 昭和４０年芦屋市条例第１４号（以下「集会所条例」という。）別表第１に掲げる芦屋市立地区集会所（以下「集会所」という。）を管理運営する芦屋市地区集会所運営協議会（以下「地区協議会」という。）をもって構成する。

（目的）

第３条　本会は、集会所条例第１条に掲げる、本市住民の地域社会における相互の親睦と文化活動の増進に寄与するため、集会所条例第１２条に基づく指定管理者としての体制を確保し、集会所の管理運営を適正に行うことを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）集会所の利用の許可に関する業務

（２）集会所の運営に関する業務

（３）集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務

（４）前３号に掲げるもののほか、集会所の運営又は維持管理上市長が特に必要があると認める業務

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）理事長　　１名

（２）副理事長　１名

（３）理事　　９名

（４）監事　　２名

２　役員は、地区協議会役員で、集会所の運営、地域活動等の見識・経験があり地区協議会から選出された者とする。

３　理事長、副理事長及び監事は、理事会において互選する。

（任期）

第６条　役員の任期は３年とし、再任はさまたげない。役員に欠員が生じた場合は、適宜補充することができる。ただし、欠員補充者の在任期間は、前任者の残任期間とする。なお、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

（任務）

第７条　役員の任務は、次のとおりとする。

（１）理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

（２）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

（３）理事は、理事長のもとで、会務を分担する。

（４）監事は、会計を監査する。

（役員等の報償金）

第８条　役員は無償とする。ただし、常勤の場合の役員及び第１０条に規定する事務局職員は有償とすることができる。なお、支給の要否及びその額は、理事会において定める。

（理事会）

第９条　本会は、審議・執行機関として理事会を置き、すべての運営にあたる。

２　理事会は、集会所の管理運営の計画立案及び会務の遂行に必要な事項を具体的に実行するため、理事長が必要に応じて召集する。ただし、理事の過半数の要請があるときは、理事長は、これを召集しなければならない。

３　理事会の議長は、理事長がこれにあたり、議事は出席者の過半数で決する。

（事務局）

第１０条　本会に、事務局を置く。

２　事務局は、理事長のもとで、会務を処理する。

（専門委員会）

第１１条　本会の目的を達成するため特別の活動を行う必要があるときは、専門

委員会を設けることができる。

２　専門委員会の設置、廃止及び構成員並びに運営については、そのつど理事会の議決を経て理事長が決める。

（経理）

第１２条　本会の経費は、利用料金及び指定管理料並びに寄附金をもってこれにあてる。

２　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌３月３１日に終わる。

（補則）

第１３条　この規約に定めのない事項については、理事会で定める。

附　則

この規約は、平成１７年２月１０日から施行する。

（　改正　平成２０年４月１日　）

（　改正　平成２４年４月１日　）

（　令和　令和　８　年４月１日　）